

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市老人福祉センター設置管理条例(昭和59年千葉市条例第20号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、老人福祉センターの管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成12規則73・平成17規則50・平成28規則5・一部改正)

(老人福祉センターの個人使用手続)

第2条 老人福祉センターを使用しようとする者(団体を除く。)は、住所及び年齢を証する書類を条例第4条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提示して、老人福祉センターの使用の承認を受けるものとする。

(平成11規則5・平成12規則73・平成17規則50・一部改正)

(老人福祉センターの団体使用手続)

第3条 老人福祉センターを使用しようとする団体(次項において「申請者」という。)は、千葉市老人福祉センター使用申請書(様式第1号)を使用しようとする日の7日前までに指定管理者に提出するものとする。

2 指定管理者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、老人福祉センターの使用を承認したときは千葉市老人福祉センター使用証(様式第2号。以下「使用証」という。)を、承認しないときは千葉市老人福祉センター使用不承認通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

3 老人福祉センターの使用の承認を受けた団体は、老人福祉センターを使用する際、使用証を係員に提示しなければならない。

(平成11規則5・平成12規則73・平成17規則50・一部改正)

(使用料の納付)

第4条 条例第10条第1項及び第2項に規定する使用料は、老人福祉センター(浴室を除く。)の個人使用にあつては使用券(様式第4号)を、老人福祉センター(浴室に限る。)の個人使用にあつては浴室使用券(様式第5号又は様式第6号)をそれぞれ使用前に購入することによって納付するものとする。ただし、老人福祉センター(浴室を除く。)の団体使用にあつては、使用証の提示の際に使用料を納付するものとする。

(平成12規則73・旧第4条繰下・一部改正、平成17規則50・平成22規則27・平成23規則29・平成25規則11・一部改正、平成28規則5・旧第5条繰上・一部改正)

(使用料の減免申請)

第5条 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、千葉市老人福祉センター使用料減免申請書(様式第7号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(平成12規則73・追加、平成17規則50・平成23規則29・一部改正、平成28規則5・旧第7条繰上・一部改正)

(指定申請)

第6条 条例第12条第1項の申請(第2号において「指定申請」という。)は、千葉市老人福祉センター指定管理者指定申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 指定管理者に老人福祉センターの管理を行わせる期間(第8条第3号において「指定期間」という。)に属する各年度における老人福祉センターの管理に関する事業計画書及び収支予算書

(2) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表及び損益計算書、収支計算書又はこれらに類する書類(以下この号において「損益計算書等」という。)。ただし、成立の日の属する年度以後3事業年度を経過していない法人その他の団体(以下「法人等」という。)にあつては、その成立後全ての貸借対照表及び損益計算書等並びに成立の日における貸借対照表又は財産目録

(3) 定款、規約その他これらに類する書類及び成立に登記を要する法人等にあつては、当該法人等の登記事項証明書

(4) 役員(代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)の名簿

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(平成17規則50・追加、平成25規則11・旧第9条繰上・一部改正、平成27規則11・一部改正、平成28規則5・旧第8条繰上・一部改正)

(指定)

第7条 市長は、条例第12条第1項の規定により指定したときは、千葉市老人福祉センター指定管理者指定書(様式第9号)を指定した法人等に交付する。

(平成17規則50・追加、平成25規則11・旧第10条繰上・一部改正、平成28規則5・旧第9条繰上・一部改正)

(告示)

第8条 条例第12条第2項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

(1) 老人福祉センターの名称

(2) 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

(3) 指定管理者を指定した場合にあつては、指定期間

(4) 指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部を停止した場合にあつては、その理由

(5) 管理の業務の一部を停止した場合にあつては、当該停止した業務の範囲

(平成17規則50・追加、平成25規則11・旧第11条繰上、平成28規則5・旧第10条繰上・一部改正)

(協定の締結)

第9条 指定管理者は、市長と老人福祉センターの管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 老人福祉センターの管理に関する事業計画に関する事項
 - (2) 老人福祉センターの使用の承認に関する事項
 - (3) 老人福祉センターの管理に要する費用に関する事項
 - (4) 老人福祉センターの管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (5) 老人福祉センターの管理に関して保有する情報の公開に関する事項
 - (6) 事業報告書(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項に規定する事業報告書をいう。以下同じ。)その他老人福祉センターの管理に関する業務の報告に関する事項
 - (7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (平成17規則50・追加、平成25規則11・旧第12条繰上、平成28規則5・旧第11条繰上・一部改正)
- (事業報告書の提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書に老人福祉センターの管理に関する収支決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

(平成17規則50・追加、平成25規則11・旧第13条繰上、平成27規則11・一部改正、平成28規則5・旧第12条繰上・一部改正)

(遵守事項)

- 第11条 老人福祉センターを使用する者は、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 老人福祉センターの施設等を破損しないこと。
 - (2) 館内では喫煙せず、その他所定の場所以外では火気を使用しないこと。
 - (3) 飲酒をしないこと。
 - (4) 危険物を持ち込み、又は危険を伴う行為を行わないこと。
 - (5) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、老人福祉センターの管理上支障のある行為をしないこと。
- (平成10規則42・旧第5条繰下、平成12規則73・旧第6条繰下・一部改正、平成17規則50・旧第9条繰下・一部改正、平成25規則11・旧第14条繰上、平成28規則5・旧第13条繰上・一部改正)
- (委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、老人福祉センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成10規則42・旧第6条繰下、平成12規則73・旧第7条繰下・一部改正、平成17規則50・旧第10条繰下・一部改正、平成25規則11・旧第15条繰上、平成28規則5・旧第14条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月29日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
- 附 則(平成10年5月1日規則第42号)
- この規則は、平成10年5月6日から施行する。
- 附 則(平成11年3月8日規則第5号)
- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。
- 附 則(平成12年3月31日規則第73号)
- この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則(平成17年9月29日規則第50号)
- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定、第10条を第15条とし、第8条の次に5条を加える改正規定(第9条から第13条までの規定に係る部分に限る。)及び様式第4号の次に3様式を加える改正規定は公布の日から、第5条第2項の改正規定は平成17年10月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現にされているこの規則による改正前の千葉市老人福祉センター及び老人デイサービスセンター管理規則(以下「改正前の規則」という。)第3条第1項及び第4条の規定による承認の申請は、それぞれこの規則による改正後の千葉市老人福祉センター及び老人デイサービスセンター管理規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第1項及び第4条第1項の規定による承認の申請とみなす。
 - 3 改正後の規則第5条第2項の規定は、平成17年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 附 則(平成19年3月30日規則第33号)抄
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成22年3月31日規則第27号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成23年3月31日規則第29号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の千葉市老人福祉センター及び老人デイサービスセンター管理規則第5条第1項の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月26日規則第11号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月14日規則第5号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に千葉市老人福祉センター及び老人デイサービスセンター設置管理条例の一部を改正する条例(平成27年千葉市条例第67号)による改正前の千葉市老人福祉センター及び老人デイサービスセンター設置管理条例(昭和59年千葉市条例第20号)第6条第1項の規定により使用の承認を受けた者に係るこの規則による改正前の千葉市老人福祉センター及び老人デイサービスセンター管理規則第5条第2項、第6条及び第7条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第1号

(平成22規則27・全改)

様式第1号

千葉市老人福祉センター使用申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

団体名 _____
代表者名 _____
住所 _____
連絡先電話番号 _____
連絡先電子メールアドレス _____@_____

次のとおり千葉市老人福祉センターを使用したいので申請します。

使用日時	年 月 日()午 前 時 分～午 前 時 分 後 後				
使用目的					
使用箇所	集会室 教養娛樂室 研修室 作業所 ゲートボール場 創作室 ()				
使 用 者	市 内 居 住 者		市 外 居 住 者		合 計 人
	60歳以上の者	人	60歳以上の者	人	
	付 添 人	人	付 添 人	人	
	そ の 他	人	そ の 他	人	
	計	人	計	人	

様式第2号

(平成12規則73・一部改正、平成17規則50・旧様式第3号繰上・一部改正、平成28規則5・一部改正)

様式第2号

千葉市老人福祉センター使用証

第 年 月 日 号

団体名
代表者名
住 所

指定管理者

次のとおり千葉市老人福祉センターの使用を承認します。

使 用 日 時	前 年 月 日 () 午 時 分 ~ 午 時 分 後 後				
使 用 目 的					
使 用 箇 所	集会室 教養娯楽室 研修室 作業所 ゲートボール場 創作室 ()				
使 用 者 及 び	人 数	使 用 料		金 額	
		市外居住者	使 用 料 (1人当たり)		
使 用 料	人	人	円 100	円	
上記の金額正に領収いたしました。				領収日付印	
(注) 1 千葉市老人福祉センターを使用するとき本証を係員に提示してください。 2 使用料は、本証を提示するとき納付してください。 3 千葉市老人福祉センター設置管理条例及び千葉市老人福祉センター管理規則を守ってください。					
代表者名					
千葉市老人福祉センター使用料領収控	人 数	使 用 料		金 額	領収日付印
		市外居住者	使 用 料 (1人当たり)		
	人	人	円 100	円	

様式第3号

千葉市老人福祉センター使用不承認通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のあった千葉市老人福祉センターの使用については、次の理由により承認しないので通知します。

不承認の理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第4号

(平成23規則29・全改、平成28規則5・旧様式第7号繰上)

様式第4号

No. _____	No. _____
千葉市老人福祉センター	千葉市老人福祉センター
使用券発行控	使 用 券
使 用 料	使用料100円
1日100円	(当日限り有効)
	千葉市 いきいきプラザ

様式第5号
(平成23規則29・追加、平成28規則5・旧様式第7号の2繰上)

様式第5号

No. _____	No. _____
千葉市老人福祉センター	千葉市老人福祉センター
浴室使用券発行控	浴室使用券
使 用 料	使用料100円
使用1回100円	(使用1回限り有効)
	千葉市 いきいきプラザ

様式第6号
(平成23規則29・追加、平成28規則5・旧様式第7号の3繰上)

様式第6号

No. _____	No. _____
千葉市老人福祉センター	千葉市老人福祉センター
浴室使用券発行控	浴室使用券
使 用 料	使用料200円
使用1回200円	(使用1回限り有効)
	千葉市 いきいきプラザ

様式第7号
(平成22規則27・全改、平成28規則5・旧様式第8号繰上・一部改正)

様式第7号

千葉県老人福祉センター使用料減免申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

住所

団体名

又は氏名

連絡先電話番号

— —

連絡先電子メールアドレス

@

次のとおり千葉県老人福祉センターの使用料を(減額・免除)していただきたく、申請いたします。

使用料額		減 免 額	
減 免 理 由			

様式第8号
(平成22規則27・全改、平成28規則5・旧様式第9号繰上・一部改正)

様式第8号

千葉市老人福祉センター指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者	所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	㊟
	連絡先電話番号	
	— —	
	連絡先電子メールアドレス	
	@	
	担当者の氏名	

次の千葉市老人福祉センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

施設の名称

様式第9号

(平成17規則50・追加、平成28規則5・旧様式第10号繰上・一部改正)

様式第9号

千葉市老人福祉センター指定管理者指定書

千葉市指令 第 号

様

次の千葉市老人福祉センターの指定管理者として指定します。

年 月 日

千葉市長 

1 施設の名称

2 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 指定の条件